

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT3989289

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
PHOETON CORP.	01/01/2016
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	Y.A.C. CO., LTD.
Street Address:	3-11-10 MUSASHINO
City:	AKISHIMA-SHI, TOKYO
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	196-0021
PROPERTY NUMBERS Total: 1	
Property Type	Number
Patent Number:	7943534
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(703)836-2787
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	703-836-6400
Email:	email@oliff.com
Correspondent Name:	JAMES A. OLIFF
Address Line 1:	OLIFF PLC
Address Line 2:	P.O. BOX 320850
Address Line 4:	ALEXANDRIA, VIRGINIA 22320-4850
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	135284
NAME OF SUBMITTER:	IN PARK
SIGNATURE:	/IN PARK/
DATE SIGNED:	08/02/2016
Total Attachments: 47	
source=4347504_1#page1.tif	
source=4347504_1#page2.tif	
source=4347504_1#page3.tif	
source=4347504_1#page4.tif	
source=4347504_1#page5.tif	

source=4347504_1#page6.tif
source=4347504_1#page7.tif
source=4347504_1#page8.tif
source=4347504_1#page9.tif
source=4347504_1#page10.tif
source=4347504_1#page11.tif
source=4347504_1#page12.tif
source=4347504_1#page13.tif
source=4347504_1#page14.tif
source=4347504_1#page15.tif
source=4347504_1#page16.tif
source=4347504_1#page17.tif
source=4347504_1#page18.tif
source=4347504_1#page19.tif
source=4347504_1#page20.tif
source=4347504_1#page21.tif
source=4347504_1#page22.tif
source=4347504_1#page23.tif
source=4347504_1#page24.tif
source=4347504_1#page25.tif
source=4347504_1#page26.tif
source=4347504_1#page27.tif
source=4347504_1#page28.tif
source=4347504_1#page29.tif
source=4347504_1#page30.tif
source=4347504_1#page31.tif
source=4347504_1#page32.tif
source=4347504_1#page33.tif
source=4347504_1#page34.tif
source=4347504_1#page35.tif
source=4347504_1#page36.tif
source=4347504_1#page37.tif
source=4347504_1#page38.tif
source=4347504_1#page39.tif
source=4347504_1#page40.tif
source=4347504_1#page41.tif
source=4347504_1#page42.tif
source=4347504_1#page43.tif
source=4347504_1#page44.tif
source=4347504_1#page45.tif
source=4347504_1#page46.tif
source=4347504_1#page47.tif

VERIFICATION

I, Shuhei Katayama, hereby declare under penalty of perjury that I understand the Japanese language and the English language; that I am fully capable of translating
5 from Japanese to English; and that, to the best of my knowledge and belief, the statements in the English language in the attached translation of the first and twenty-seventh page of Certificate of All Removed Matters consisting of 27 pages, have the same meanings as the statements in the Japanese language in the certified copy.

10 Signed this 20th day of July, 2016


Shuhei Katayama

(Partial Translation)

Certificate of All Removed Matters

3050, Okata, Atsugi-shi, Kanagawa

Y.A.C. Phoeton Co., Ltd.

Corporate Registration No.	0210-01-021539	
Trade Name	<u>PHOETON CORP.</u>	
	Y.A.C. Phoeton Co., Ltd.	Revised on July 25, 2014 Registered on July 30, 2014
Head Office	3050, Okata, Atsugi-shi, Kanagawa	
Method of Public Notification	Public Notification shall be given by publishing it in the official gazette.	
Date of incorporation	May 21, 2002	
Business Purpose	<ol style="list-style-type: none">1. Consulting about components manufacturing technology for electric and electronic apparatus, machines and medical apparatus, and a laser application technology;2. Manufacturing and selling components manufacturing apparatus of electric and electronic apparatus, machines, and medical apparatus;3. Manufacturing and selling components of electric and electronic apparatus, machines, and medical apparatus, and selling materials used thereof ;4. Manufacturing and selling optical apparatus, components thereof, and ornaments using optical characteristics ;5. Developing and selling a computer software; and6. Activities incidental to the activities set forth in the preceding items.	

5

**

10

Docket Number: tsu678050

15 * The underlined portion denotes the canceled matters.

1/27

3050, Okata, Atsugi-shi, Kanagawa
Y.A.C. Photon Co., Ltd.

**

5

Matters related to Registration Record	Pursuant to the provision of paragraph 3 of Supplementary Provisions, item 15 of Ordinance of the Ministry of Justice, 1989 Transferred to the records on June 23, 2003
	Merged to Y.A.C. Co., Ltd., 3-11-10 Musashino, Akishima-shi, Tokyo, and dissolved on January 1, 2016 Registered on January 14, 2016 Removed on January 14, 2016

10

15

20

This is a certified copy of the all removed matters registered in the Company register.
(Jurisdiction: Yokohama District Regal Affairs Bureau Shonan Branch Office)

June 10, 2016

25

The Tachikawa branch of the Tokyo Legal Affairs Bureau

Register;

Takashi Kido [seal]

Docket Number: tsu678050

* The underlined portion denotes the canceled matters.

27/27

30

(** indicates intentional omission of translation.)

閉鎖事項全部証明書

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

会社法人等番号	0210-01-021539	
商号	フェトン株式会社	
	ワイエイシイフェトン株式会社	平成26年 7月25日変更 平成26年 7月30日登記
本店	神奈川県厚木市岡田3050番地	
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成14年5月21日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気及び電子機器、機械並びに医療機器の部品製造技術及びレーザー応用技術に関するコンサルティング 2. 電気及び電子機器、機械並びに医療機器の部品製造装置の製造及び販売 3. 電気及び電子機器、機械並びに医療機器の部品の製造及び販売並びにそれらに用いる材料の販売 4. 光学機器及びその部品並びに光特性を利用した装飾品の製造及び販売 5. コンピュータソフトの開発及び販売 6. 前各号に付帯する一切の事業 	
発行可能株式総数	800株	
	10000株	平成15年11月 6日変更 平成15年12月 2日登記
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 500株	
	発行済株式の総数 720株	平成15年11月27日変更 平成15年12月 2日登記
	発行済株式の総数 1240株	平成16年 8月13日変更 平成16年 8月13日登記
	発行済株式の総数 1290株	平成16年12月21日変更 平成16年12月21日登記

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

発行済株式の総数 <u>1340株</u>	平成17年 1月26日変更
	平成17年 1月26日登記
発行済株式の総数 <u>1388株</u>	平成17年 4月15日変更
	平成17年 4月18日登記
発行済株式の総数 <u>1408株</u>	平成17年 4月30日変更
	平成17年 5月11日登記
発行済株式の総数 <u>1488株</u>	平成17年12月31日変更
	平成18年 1月12日登記
発行済株式の総数 <u>2048株</u>	平成18年 2月24日変更
	平成18年 2月27日登記
発行済株式の総数 <u>2184株</u>	平成18年11月28日変更
	平成18年12月 7日登記
発行済株式の総数 <u>2484株</u>	平成18年12月20日変更
	平成18年12月26日登記
発行済株式の総数 <u>2524株</u>	平成18年12月22日変更
	平成18年12月26日登記
発行済株式の総数 <u>2842株</u>	平成19年11月21日変更
	平成19年11月21日登記
発行済株式の総数 <u>2942株</u>	平成20年12月26日変更
	平成21年 1月16日登記
発行済株式の総数 <u>3307株</u>	平成21年 3月 6日変更
	平成21年 3月19日登記
発行済株式の総数 <u>3909株</u>	平成21年12月25日変更
	平成22年 1月 7日登記
発行済株式の総数 <u>3934株</u>	平成25年 9月30日変更
	平成25年10月11日登記

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

	発行済株式の総数 <u>0株</u>	平成26年 7月23日変更 ----- 平成26年 7月30日登記
	発行済株式の総数 4000株	平成26年 7月23日変更 ----- 平成26年 7月30日登記
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記	
資本金の額	<u>金2500万円</u>	
	<u>金3600万円</u>	平成15年11月27日変更 ----- 平成15年12月 2日登記
	<u>金1億100万円</u>	平成16年 8月13日変更 ----- 平成16年 8月13日登記
	<u>金1億600万円</u>	平成16年12月21日変更 ----- 平成16年12月21日登記
	<u>金1億1100万円</u>	平成17年 1月26日変更 ----- 平成17年 1月26日登記
	<u>金1億1700万円</u>	平成17年 4月15日変更 ----- 平成17年 4月18日登記
	<u>金1億1900万円</u>	平成17年 4月30日変更 ----- 平成17年 5月11日登記
	<u>金1億2700万円</u>	平成17年12月31日変更 ----- 平成18年 1月12日登記
	<u>金1億9700万円</u>	平成18年 2月24日変更 ----- 平成18年 2月27日登記
	<u>金2億1740万円</u>	平成18年11月28日変更 ----- 平成18年12月 7日登記

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

	<u>金2億6240万円</u>	平成18年12月20日変更 ----- 平成18年12月26日登記
	<u>金2億6640万円</u>	平成18年12月22日変更 ----- 平成18年12月26日登記
	<u>金3億1887万円</u>	平成19年11月21日変更 ----- 平成19年11月21日登記
	<u>金3億2937万円</u>	平成20年12月26日変更 ----- 平成21年 1月16日登記
	<u>金3億6587万円</u>	平成21年 3月 6日変更 ----- 平成21年 3月19日登記
	<u>金4億3510万円</u>	平成21年12月25日変更 ----- 平成22年 1月 7日登記
	<u>金4億3760万円</u>	平成25年 9月30日変更 ----- 平成25年10月11日登記
	<u>金0円</u>	平成26年 7月23日変更 ----- 平成26年 7月30日登記
	<u>金2500万円</u>	平成26年 7月23日変更 ----- 平成26年 7月30日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<u>大阪府中央区北浜四丁目5番33号</u> <u>住友信託銀行株式会社</u> <u>東京都中央区八重洲二丁目3番1号</u> <u>住友信託銀行株式会社</u> 平成21年 3月27日設置 平成21年 4月23日登記	
	<u>東京都千代田区丸の内一丁目4番1号</u> <u>三井住友信託銀行株式会社</u> <u>東京都千代田区丸の内一丁目4番1号</u> <u>三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</u> 平成24年 4月 1日変更 平成24年 4月 3日登記	

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

		平成26年 7月25日株主 名簿管理人三井住友信託銀行 株式会社を廃止	平成26年 7月30日登記
役員に関する事項	取締役	榆 孝	
	取締役	榆 孝	平成15年 2月20日重任 平成15年12月 2日登記
	取締役	榆 孝	平成17年 3月11日重任 平成17年 3月25日登記
	取締役	榆 孝	平成19年 3月23日重任 平成19年 4月 4日登記
	取締役	榆 孝	平成21年 3月27日重任 平成21年 4月23日登記
	取締役	榆 孝	平成22年 9月28日重任 平成22年10月 5日登記
	取締役	榆 孝	平成23年 9月27日重任 平成23年 9月29日登記
	取締役	榆 孝	平成24年 9月28日重任 平成24年10月12日登記
	取締役	榆 孝	平成25年 9月27日重任 平成25年10月11日登記
			平成26年 4月 2日死亡 平成26年 4月14日登記
	取締役	倉 田 忠	
	取締役	倉 田 忠	平成15年 2月20日重任 平成15年12月 2日登記

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

	取締役	倉田 忠	平成17年 3月11日重任
			平成17年 3月25日登記
	取締役	倉田 忠	平成19年 3月23日重任
			平成19年 4月 4日登記
			平成19年 8月10日辞任
			平成19年 8月10日登記
	取締役	楡 磨 紀	
	取締役	楡 磨 紀	平成15年 2月20日重任
			平成15年12月 2日登記
	取締役	楡 磨 紀	平成17年 3月11日重任
		平成17年 3月25日登記	
		平成19年 3月23日退任	
		平成19年 4月 4日登記	
取締役	森 本 眞	平成18年 3月31日就任	
		平成18年 4月 7日登記	
取締役	森 本 眞		
(社外取締役)		平成18年 4月19日社外 取締役の登記	
取締役	森 本 眞	平成19年 3月23日重任	
		平成19年 4月 4日登記	
取締役	森 本 眞		
(社外取締役)		平成19年 7月26日社外 取締役の登記	
		平成21年 3月27日退任	
		平成21年 4月23日登記	

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

	取締役	<u>東山英一郎</u>	平成18年 3月31日就任
			平成18年 4月 7日登記
	取締役	<u>東山英一郎</u>	
	(社外取締役)		平成18年 4月19日社外 取締役の登記
	取締役	<u>東山英一郎</u>	平成19年 3月23日重任
			平成19年 4月 4日登記
	取締役	<u>東山英一郎</u>	
	(社外取締役)		平成19年 7月26日社外 取締役の登記
			平成19年 8月20日辞任
			平成19年 8月23日登記
	取締役	<u>松野明</u>	平成19年 3月23日就任
			平成19年 4月 4日登記
	取締役	<u>松野明</u>	平成21年 3月27日重任
			平成21年 4月23日登記
	取締役	<u>松野明</u>	平成22年 9月28日重任
			平成22年10月 5日登記
	取締役	<u>松野明</u>	平成23年 9月27日重任
			平成23年 9月29日登記
	取締役	<u>松野明</u>	平成24年 9月28日重任
			平成24年10月12日登記
	取締役	<u>松野明</u>	平成25年 9月27日重任
			平成25年10月11日登記
		平成26年 7月25日辞任	
		平成26年 7月30日登記	

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

	取締役	<u>坂野英明</u>	平成19年11月12日就任
	(社外取締役)		平成19年11月16日登記
	取締役	<u>坂野英明</u>	平成21年 3月27日重任
	(社外取締役)		平成21年 4月23日登記
	取締役	<u>坂野英明</u>	平成22年 9月28日重任
	(社外取締役)		平成22年10月 5日登記
	取締役	<u>坂野英明</u>	平成23年 9月27日重任
	(社外取締役)		平成23年 9月29日登記
	取締役	<u>坂野英明</u>	平成24年 9月28日重任
	(社外取締役)		平成24年10月12日登記
	取締役	<u>坂野英明</u>	平成25年 9月27日重任
	(社外取締役)		平成25年10月11日登記
			平成26年 2月10日辞任
			平成26年 3月19日登記
	取締役	<u>帯谷英嗣</u>	平成20年 3月26日就任
			平成20年 4月 7日登記
	取締役	<u>帯谷英嗣</u>	平成21年 3月27日重任
			平成21年 4月23日登記
			平成22年 9月28日退任
			平成22年10月 5日登記
	取締役	<u>浅野和人</u>	平成20年 3月26日就任
	(社外取締役)		平成20年 4月 7日登記
	取締役	<u>浅野和人</u>	平成21年 3月27日重任
	(社外取締役)		平成21年 4月23日登記
			平成21年 8月20日辞任
			平成21年 9月 2日登記

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

	取締役	<u>原 島 広 之</u>	平成22年 3月30日就任
			平成22年 4月12日登記
	取締役	<u>原 島 広 之</u>	平成22年 9月28日重任
			平成22年10月 5日登記
	取締役	<u>原 島 広 之</u>	平成23年 9月27日重任
			平成23年 9月29日登記
	取締役	<u>原 島 広 之</u>	平成24年 9月28日重任
			平成24年10月12日登記
	取締役	<u>原 島 広 之</u>	平成25年 9月27日重任
			平成25年10月11日登記
	取締役	<u>原 島 広 之</u>	平成26年 9月12日重任
			平成26年10月24日登記
	取締役	<u>原 島 広 之</u>	平成27年 6月22日重任
			平成27年 7月14日登記
	取締役	<u>吉 田 和 彦</u>	平成24年 9月28日就任
			平成24年10月12日登記
	取締役	<u>吉 田 和 彦</u>	平成25年 9月27日重任
			平成25年10月11日登記
	取締役	<u>吉 田 和 彦</u>	平成26年 9月12日重任
			平成26年10月24日登記
	取締役	<u>吉 田 和 彦</u>	平成27年 6月22日重任
			平成27年 7月14日登記
	取締役	<u>百 瀬 武 文</u>	平成26年 7月25日就任
			平成26年 7月30日登記
	取締役	<u>百 瀬 武 文</u>	平成27年 6月22日重任
			平成27年 7月14日登記

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフエトン株式会社

	取締役 佐藤康男	平成26年 7月25日就任
	(社外取締役)	平成26年 7月30日登記
	取締役 佐藤康男	平成27年 6月22日重任
		平成27年 7月14日登記
神奈川県平塚市寺田縄48番地の6	代表取締役 榎孝	平成15年 2月20日重任
		平成15年12月 2日登記
	代表取締役 榎孝	平成17年 3月11日重任
		平成17年 3月25日登記
	代表取締役 榎孝	平成19年 3月23日重任
		平成19年 4月 4日登記
	代表取締役 榎孝	平成21年 3月27日重任
		平成21年 4月23日登記
	代表取締役 榎孝	平成22年 9月28日重任
		平成22年10月 5日登記
	代表取締役 榎孝	平成23年 9月27日重任
		平成23年 9月29日登記
	代表取締役 榎孝	平成24年 9月28日重任
		平成24年10月12日登記
代表取締役 榎孝	平成25年 9月27日重任	
	平成25年10月11日登記	
	平成26年 4月 2日死亡	
	平成26年 4月14日登記	
神奈川県川崎市多摩区南生田七丁目26番17号	代表取締役 吉田和彦	平成26年 4月 4日就任
		平成26年 4月14日登記

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

神奈川県川崎市多摩区南生田七丁目26番17号 代表取締役 <u>吉田和彦</u>	平成26年 9月12日重任
	平成26年10月24日登記
神奈川県川崎市多摩区南生田七丁目26番17号 代表取締役 <u>吉田和彦</u>	平成27年 6月22日重任
	平成27年 7月14日登記
東京都立川市幸町3-31-16 代表取締役 <u>百瀬武文</u>	平成26年 7月25日就任
	平成26年 7月30日登記
東京都立川市幸町三丁目31番地の16 代表取締役 <u>百瀬武文</u>	平成27年 6月22日重任
	平成27年 7月14日登記
監査役 <u>倉田あやを</u>	
監査役 <u>倉田あやを</u>	平成15年 2月20日重任
	平成15年12月 2日登記
	平成17年 3月11日辞任
	平成17年 3月25日登記
監査役 <u>猪熊正美</u>	平成17年 3月11日就任
	平成17年 3月25日登記
	平成18年 3月31日辞任
	平成18年 4月 7日登記
監査役 <u>藤原和隆</u>	平成18年 3月31日就任
	平成18年 4月 7日登記
監査役 <u>藤原和隆</u> (社外監査役)	平成19年 7月26日社外 監査役の登記
監査役 <u>藤原和隆</u> (社外監査役)	平成22年 3月30日重任
	平成22年 4月12日登記
監査役 <u>藤原和隆</u> (社外監査役)	平成25年 9月27日重任
	平成25年10月11日登記

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

		平成26年 7月22日辞任
		平成26年 7月30日登記
<u>監査役</u>	<u>猪熊正美</u>	平成21年 1月 1日就任
<u>(社外監査役)</u>		平成21年 1月16日登記
		平成23年 9月27日辞任
		平成23年 9月29日登記
<u>監査役</u>	<u>荻野晴光</u>	平成21年 1月 1日就任
		平成21年 1月16日登記
<u>監査役</u>	<u>荻野晴光</u>	
<u>(社外監査役)</u>		平成22年 2月26日社外 監査役の登記
<u>監査役</u>	<u>荻野晴光</u>	平成24年 9月28日重任
<u>(社外監査役)</u>		平成24年10月12日登記
		平成26年 7月22日辞任
		平成26年 7月30日登記
<u>監査役</u>	<u>安浪重樹</u>	平成22年 3月30日就任
<u>(社外監査役)</u>		平成22年 4月12日登記
<u>監査役</u>	<u>安浪重樹</u>	平成25年 9月27日重任
<u>(社外監査役)</u>		平成25年10月11日登記
		平成26年 7月22日辞任
		平成26年 7月30日登記
<u>監査役</u>	<u>古橋博</u>	平成26年 7月25日就任
<u>(社外監査役)</u>		平成26年 7月30日登記
		平成27年 5月31日辞任
		平成27年 7月14日登記

	<p>監査役 古橋博</p> <p>平成27年 6月22日就任 平成27年 7月14日登記</p>
	<p>東京都千代田区麴町三丁目1番地7東京ビル2階麴町誠吾法律事務所 監督委員 市野澤要治</p> <p>監督委員の同意を得なければすることができない行為（ただし、再生計画認可決定があった後は、この限りでない。）</p> <p>(1) 再生債務者が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）</p> <p>(2) 再生債務者の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（再生債務者による取立てを除く。）</p> <p>(3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）</p> <p>(4) 貸付け</p> <p>(5) 金銭の借入れ（手形割引を含む。）及び保証</p> <p>(6) 債務免除、無償の債務負担行為及び権利の放棄</p> <p>(7) 別除権の目的である財産の受戻し</p> <p>(8) 事業の維持再生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結</p> <p>平成26年 1月17日登記</p>
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）及び監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することが出来る。</p> <p>平成19年 7月17日設定 平成19年 7月26日登記</p>
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は会社法第427条第1項の規定により社外取締役及び、社外監査役との間に、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、10万円以上で予め定めた金額または、法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成19年 7月17日設定 平成19年 7月26日登記</p>
	<p>当社は会社法第427条第1項の規定により社外取締役及び、社外監査役との間に、任務を怠った事による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定められた金額とする。</p> <p>平成19年11月 8日変更 平成19年11月16日登記</p>
新株予約権	第1回新株予約権

新株予約権の数

345個

新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。

295個

新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。

平成16年12月21日変更 平成16年12月21日登記

245個

新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。

平成17年1月26日変更 平成17年1月26日登記

225個

新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。

平成17年4月30日変更 平成17年5月11日登記

145個

新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。

平成17年12月31日変更 平成18年1月12日登記

105個

新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。

平成18年12月22日変更 平成18年12月26日登記

25個

新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。

平成20年12月26日変更 平成21年1月16日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 345株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

普通株式 295株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成16年12月21日変更 平成16年12月21日登記

普通株式 245株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成17年 1月26日変更 平成17年 1月26日登記
普通株式 225株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成17年 4月30日変更 平成17年 5月11日登記
普通株式 145株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成17年12月31日変更 平成18年 1月12日登記
普通株式 105株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成18年12月22日変更 平成18年12月26日登記
普通株式 25株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成20年12月26日変更 平成21年 1月16日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は100,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株式発行前の株価}}$$
$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新株式発行前の株価}}$$

	<p><u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成16年4月15日から平成25年10月31日まで</p> <p><u>新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）</u> ①新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めない。 ②この他の条件については、株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p> <p><u>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</u> 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消去することができる。 (会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成19年 1月15日登記</p> <p>平成16年 4月22日登記</p>
	<p>平成25年9月30日新株予約権全部行使</p> <p>平成25年10月11日登記</p>
	<p><u>第2回新株予約権</u></p> <p><u>新株予約権の数</u></p> <p>155個 新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。</p> <p>130個 新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。</p> <p>平成18年11月30日変更 平成18年12月 7日登記</p> <p>85個 新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記新株予約権の目的たる株式の種類及び数の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。</p> <p>平成20年12月31日変更 平成21年 1月16日登記</p> <p><u>新株予約権の目的たる株式の種類及び数</u></p> <p>普通株式155株 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>普通株式130株 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>平成18年11月30日変更 平成18年12月 7日登記</p>

普通株式85株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成20年12月31日変更 平成21年 1月16日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個あたりの払込金額は100,000円

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times$$

分割・併合の比率

また、時価を下回る価額で新株の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{新規発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}$$

$$\text{既発行株式数} +$$

新株式発行前の株価

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times$$

既発行株式数 + 新規発行株式数

新株予約権を行使することができる期間

平成17年12月1日から平成25年10月31日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の代表取締役、取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

②新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めない。

④この他の条件については、株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

当社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消去することができる。

（当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件）

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成19年 1月15日登記

平成16年 5月28日登記

平成25年11月1日行使期間満了

平成25年11月27日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

160個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。）

150個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。）

平成18年11月30日変更 平成18年12月7日登記

130個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。）

平成20年12月26日変更 平成21年1月16日登記

90個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。）

平成20年12月31日変更 平成21年1月16日登記

50個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。）

平成26年5月31日変更 平成26年6月26日登記

40個（新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。）

平成26年7月22日変更 平成26年7月30日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式160株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

普通株式150株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

平成18年11月30日変更 平成18年12月7日登記

普通株式130株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

	<p>平成20年12月26日変更 平成21年 1月16日登記 普通株式90株 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>平成20年12月31日変更 平成21年 1月16日登記 普通株式50株 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>平成26年 5月31日変更 平成26年 6月26日登記 普通株式40株 なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>平成26年 7月22日変更 平成26年 7月30日登記 各新株予約権の発行価額 無償 各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額 新株予約権1個当りの払込金額は、1株当りの払込価額（以下、行使価額とする）に、「新株予約権の数」で定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1株につき金250,000円とする。 なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前払込金額}}{\text{分割・併合の比率}}$ <p>また、当社が行使価額を下回る払込価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$ <p>新株予約権を行使することができる期間 平成18年12月21日から平成26年12月20日まで 新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。） ①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の代表取締役、取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限り</p>
--	---

ではない。

②新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めない。

④この他の条件については、株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消去することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消去することができる。

(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)

①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。

平成18年 5月 1日変更 平成19年 1月15日登記

平成17年 3月25日登記

平成26年11月19日新株予約権全部消却

平成27年 1月21日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

40個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。)

20個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。)

平成18年11月30日変更 平成18年12月 7日登記

10個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行なう。)

平成20年12月31日変更 平成21年 1月16日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式40株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

普通株式20株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち

ち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成18年11月30日変更 平成18年12月7日登記

普通株式10株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

平成20年12月31日変更 平成21年1月16日登記

各新株予約権の発行価額

無償

各新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額

新株予約権1個当りの払込金額は、1株当りの払込価額（以下、行使価額とする）に、「新株予約権の数」で定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。行使価額は、1株につき金250,000円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \text{分割・併合の比率}}{1}$$

また、当社が行使価額を下回る払込価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝

$$\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

既発行株式数+新規発行株式数又は処分株式数

新株予約権を行使することができる期間

平成18年12月21日から平成26年12月20日まで

新株予約権の行使の条件（払込価額及び行使期間を除く。）

①新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社もしくは当社の子会社の代表取締役、取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

②新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めない。

③新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めない。

④この他の条件については、株主総会および取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

	<p>会社が新株予約権を消却することができる事由及び消却の条件</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消去することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消去することができる。</p> <p>(会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件)</p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」①に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。</p> <p>平成18年 5月 1日変更 平成19年 1月15日登記</p> <p>平成17年11月15日登記</p> <p>平成26年11月19日新株予約権全部消却</p> <p>平成27年 1月21日登記</p>
	<p>第5回新株予約権 新株予約権の数</p> <p>300個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p>240個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p>平成20年12月31日変更 平成21年 1月16日登記</p> <p>230個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p>平成24年 6月30日変更 平成24年 8月 2日登記</p> <p>180個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p>平成26年 5月31日変更 平成26年 6月26日登記</p> <p>150個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p>平成26年 7月22日変更 平成26年 7月30日登記</p> <p>140個(新株予約権1個につき普通株式1株。ただし、下記<新株予約権の目的たる株式の種類及び数>の定めによる調整を行った場合は、同様の調整を行う。)</p> <p>平成26年10月20日変更 平成27年 1月21日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>当社普通株式300株とする。</p> <p>なお、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行わ</p>

れ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$

当社普通株式240株とする。

なお、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$

平成20年12月31日変更 平成21年 1月16日登記

当社普通株式230株とする。

なお、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$

平成24年 6月30日変更 平成24年 8月 2日登記

当社普通株式180株とする。

なお、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$

平成26年 5月31日変更 平成26年 6月26日登記

当社普通株式150株とする。

なお、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$

平成26年 7月22日変更 平成26年 7月30日登記

当社普通株式140株とする。

なお、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$

平成26年10月20日変更 平成27年 1月21日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権1個当りの払込金額は、1株当たりの払込金額（以下、行使価額とする）に、「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、1株につき金250,000円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算

	<p>式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{\text{新株式発行前の株価}}}$ <p>また、当社が行使価額を下回る払込価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株数}}$ <p>上記計算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。</p> <p><u>新株予約権を行使することができる期間</u> 平成20年10月24日から平成28年10月23日まで</p> <p><u>新株予約権の行使の条件</u></p> <p>①新株予約権の行使時においても、当社又はその子会社の代表取締役、取締役、監査役執行役又は使用人の地位有している場合に行使することができる。ただし、当社または当社の子会社の取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。</p> <p>②新株予約権者は、割当てられた権利の質入れその他の処分をする事はできない。</p> <p>③新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めない。 ただし、相続により本新株予約権を取得した場合、当該相続人は、遺産分割協議成立日より30日以内に限り行使することができる。</p> <p><u>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</u></p> <p>①当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができる。</p> <p>②新株予約権者が権利行使をする前に、「新株予約権の行使の条件」①、③に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で取得することができる。</p>
	<p>平成19年 7月17日発行 平成19年 7月26日登記</p>
<p>平成26年11月19日新株予約権全部消却</p> <p>平成27年 1月21日登記</p> <p>第6回新株予約権 新株予約権の数 434個 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 会社普通株式434株 なお、会社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ）又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。 ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。</p>	

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割 (又は併合) の比率
上記のほか、行使価額の調整を行う場合は、各新株予約権の目的たる株式の数を、調整前の各本新株予約権の行使価額の総額を調整後の行使価額で除した株式数に調整する。ただし、1株未満の端数が生じるときは、その端数はこれを切り捨てる。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 当初1株につき、金230,000円 (以下「行使価額」という。)

(2) (3) の第1号から第3号までに掲げる事由により、行使価額の調整の必要が生じる場合は、行使価額を次に定める算式 (以下「行使価額調整式」という。) をもって調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times \text{1株当り払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

2 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

3 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後の行使価額を適用する日の前日における会社の発行済株式数 (自己株式数を除く。) とする。

4 行使価額調整式で使用する新発行株式数は、新株予約権の場合、新株発行に代えて自己株式を移転する場合および自己株式を処分する場合の当該自己株式数を含むものとする。

5 行使価額調整式で使用する1株当りの払込金額は、新株予約権の場合、新株予約権の払込金額と当該新株予約権の行使に際しての払込金額との合計額の1株当りの額とする。

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用の日は、次の各号に定めるところによる。

1 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る払込金額をもって普通株式を発行し又は移転する場合
調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

2 株式の分割により普通株式を発行する場合

イ 調整後行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、剰余金から資本金に組入れられることを条件としてその部分をもって株式分割により普通株式を発行する旨会社法所定の承認機関で決議する場合で、当該剰余金の資本金組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

ロ 上記 イ ただし書きの場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該剰余金の資本金組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使をなした者に対しては、次の算出方法により、会社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に発行された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後行使価額を乗じて算出された金額を現金をもって支払う。

	<p>3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合 調整後の行使価額はその新株予約権の割当日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権の全部が行使なされたものとみなし、その割当日の翌日又は株主割当日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(4) (3)の第1号から第3号までに掲げる事由のほか次の各号に該当する場合は、会社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他必要な事項を届出したうえその承諾を得て、行使価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>1 合併、会社分割、資本金の減少、又は株式併合のために、行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>2 前号のほか会社の発行済株式数（自己株式数を除く。）の変更又は変更の可能性を生じる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>3 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって普通株式の新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下この号において同じ。）を発行する場合で、その新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その新株予約権の全部が行使された場合を除く。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成24年11月21日から平成31年11月20日まで（権利行使請求期間の最終日が会社の休日に当たる場合は、その前営業日が最終日となる。）</p> <p>新株予約権の行使の条件 なし</p> <p>平成24年11月21日発行 平成24年11月29日登記</p> <p>平成26年1月22日新株予約権全部消滅 平成26年 6月26日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社</p> <p>平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 2日登記</p>
監査役会設置会社に関する事項	<p>監査役会設置会社 平成20年12月19日設定 平成21年 1月16日登記</p> <p>平成26年 7月25日廃止 平成26年 7月30日登記</p>

神奈川県厚木市岡田3050番地
ワイエイシイフェトン株式会社

民事再生	平成26年1月22日午前10時東京地方裁判所の再生手続開始 平成26年 1月24日登記
	平成26年7月15日東京地方裁判所の再生計画認可決定確定 平成26年 7月17日登記
	平成26年10月22日東京地方裁判所の再生手続終結 平成26年10月27日登記
登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成15年 6月23日移記
	平成28年1月1日東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号ワイエイシイ株式会社 に合併し解散 平成28年 1月14日登記 平成28年 1月14日閉鎖

これは登記簿に記録されている閉鎖された事項の全部であることを証明した書面である。

(横浜地方法務局湘南支局管轄)

平成28年 6月10日

東京法務局立川出張所
登記官

貴 堂 隆



VERIFICATION

I, Shuhei Katayama, hereby declare under penalty of perjury that I understand the Japanese language and the English language; that I am fully capable of translating
5 from Japanese to English; and that, to the best of my knowledge and belief, the statements in the English language in the attached translation of the first, second and ninth pages of Certificate of All Historical Matters consisting of 10 pages, have the same meanings as the statements in the Japanese language in the certified copy.

10 Signed this 20th day of July, 2016


Shuhei Katayama

(Partial Translation)

Certificate of All Historical Matters

3-11-10 Musashino, Akishima-shi, Tokyo

Y.A.C. Co., Ltd.

Corporate Registration No.	0128-01-002666	
Trade Name	Y.A.C. Co., Ltd.	
Head Office	3-11-10 Musashino, Akishima-shi, Tokyo	
Method of Public Notification	Public Notification shall be given by electronic public notifications. http://www.yac.co.jp/ Provided, however, that in case where electronic public notifications are not available due to unavoidable circumstances, it shall be made in the Nihon Keizai Shimbun.	Revised on June 29, 2005
		Registered on August 2, 2005
Date of incorporation	May 11, 1973	
Business Purpose	<p><u>1. Designing, manufacturing and selling various high-tech equipment, such as a semiconductor manufacture-related equipment, a magnetic disk manufacture-related equipment, a liquid crystal display manufacture-related equipment and other electronic component manufacture-related equipment, etc.;</u></p> <p><u>2. Designing, manufacturing and selling various automatic machines, such as an automatic packaging machine, a cleaning related equipment, etc.;</u></p> <p><u>3. Designing, manufacturing and selling equipment or component incidental to and associated with solar cell;</u></p> <p><u>4. Designing, manufacturing and selling a computer application apparatus and a computer system;</u></p> <p><u>5. Designing, manufacturing and selling various environmental preservation apparatus of a washing machine and a solvent recovery machine, etc.;</u></p> <p><u>6. Designing, manufacturing and selling equipment or component incidental to and associated with a field emission film;</u></p> <p><u>7. Manufacturing and selling illumination-related component and product;</u></p> <p><u>8. Designing, manufacturing and selling an electric furnace and a heater;</u></p> <p><u>9. Designing, manufacturing and selling a radiation (including an infrared light) application heating apparatus and related apparatus thereof;</u></p> <p><u>10. Designing, manufacturing and selling a medical apparatus, an air-cleaning machine, and other electric apparatus and appliance;</u></p> <p><u>11. Designing, manufacturing and selling a laser application apparatus;</u> <u>and</u></p> <p><u>12. Other activities related to the above</u></p>	
	Revised on June 28, 2012	Registered on July 9, 2012

	<p><u>1. Designing, manufacturing and selling various high-tech equipment, such as a semiconductor manufacture-related equipment, a magnetic disk manufacture-related equipment, a liquid crystal display manufacture-related equipment, other electronic component manufacture-related equipment, and an industrial robot, etc.;</u></p> <p><u>2. Designing, manufacturing and selling various automatic machines, such as an automatic packaging machine, a cleaning related equipment, etc.;</u></p> <p><u>3. Designing, manufacturing and selling equipment or component incidental to and associated with solar cell and accumulator; Generating and selling power with utilizing solar cell and other facilities;</u></p> <p><u>4. Designing, manufacturing and selling a computer application apparatus and a computer system;</u></p> <p><u>5. Designing, manufacturing and selling various environmental preservation apparatus of a washing machine and a solvent recovery machine, etc.;</u></p> <p><u>6. Designing, manufacturing and selling equipment or component incidental to and associated with a field emission film;</u></p>
--	---

5

10

15

Docket Number: yu118078

* The underlined portion denotes the canceled matters.

1/10

3-11-10 Musashino, Akishima-shi, Tokyo

Y.A.C. Co., Ltd.

	<p><u>7. Manufacturing and selling illumination-related component and product;</u> <u>8. Designing, manufacturing and selling an electric furnace and a heater;</u> <u>9. Designing, manufacturing and selling a radiation (including an infrared light) application heating apparatus and related apparatus thereof;</u> <u>10. Designing, manufacturing and selling a medical apparatus, an air-cleaning machine, and other electric apparatus and appliance;</u> <u>11. Designing, manufacturing and selling a laser application apparatus;</u> <u>and</u> <u>12. Other activities related to the above</u></p> <p>Revised on June 27, 2014 Registered on July 3, 2014</p>
	<p>1. Designing, manufacturing and selling various high-tech equipment, such as a semiconductor manufacture-related equipment, a magnetic disk manufacture-related equipment, a liquid crystal display manufacture-related equipment other electronic component manufacture-related equipment, and an industrial robot, etc.;</p> <p>2. Designing, manufacturing and selling various automatic machines, such as an automatic packaging machine, a cleaning related equipment, etc.;</p> <p>3. Designing, manufacturing and selling equipment or component incidental to and associated with solar cell and accumulator; Generating and selling power with utilizing solar cell and other facilities;</p> <p>4. Designing, manufacturing and selling a computer application apparatus and a computer system;</p> <p>5. Designing, manufacturing and selling various environmental preservation apparatus of a washing machine and a solvent recovery machine, etc.;</p> <p>6. Designing, manufacturing and selling equipment or component incidental to and associated with a field emission film;</p> <p>7. Manufacturing and selling illumination-related component and product;</p> <p>8. Designing, manufacturing and selling an electric furnace and a heater;</p> <p>9. Designing, manufacturing and selling a radiation (including an infrared light) application heating apparatus and related apparatus thereof;</p> <p>10. Designing, manufacturing and selling a medical apparatus, an air-cleaning machine, and other electric apparatus and appliance;</p> <p>11. Designing, manufacturing and selling a laser application apparatus;</p> <p>12. Construction industry; and</p> <p>13. Other activities related to the above</p>

**

5

10

15

20

25

30

Docket Number: yu118078

* The underlined portion denotes the canceled matters.

2/10

3-11-10 Musashino, Akishima-shi, Tokyo
Y.A.C. Co., Ltd.

5

10

**

15

20

25

30

Absorption-type Merger	Merging Y.A.C. Photon Co., Ltd., 3050, Okata, Atsugi-shi, Kanagawa on January 1, 2016 Registered on January 13, 2016
---------------------------	--

Docket Number: yu118078

* The underlined portion denotes the canceled matters.

9/10

3-11-10 Musashino, Akishima-shi, Tokyo
Y.A.C. Co., Ltd.

5

10

**

15

20

25 This is a certified copy of the all not removed matters registered in the Company
register.

(Jurisdiction: The Tachikawa branch of the Tokyo Legal Affairs Bureau)

June 10, 2016

The Tachikawa branch of the Tokyo Legal Affairs Bureau

30

Register;

Takashi Kido [seal]

Docket Number: yu118078

* The underlined portion denotes the canceled matters.

10/10

(** indicates intentional omission of translation.)

履歴事項全部証明書

東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号
ワイエイシイ株式会社

会社法人等番号	0128-01-002666	
商号	ワイエイシイ株式会社	
本店	東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号	
公告をする方法	電子公告により行う。 http://www.yac.co.jp/ ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	平成17年 6月29日変更 ----- 平成17年 8月 2日登記
会社成立の年月日	昭和48年5月11日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>半導体製造関連装置、磁気ディスク製造関連装置、液晶ディスプレイ製造関連装置、その他電子部品製造関連装置等の各種ハイテク装置の設計、製造、販売</u> 2. <u>自動包装机、クリーニング関連装置等の各種自動機械の設計、製造、販売</u> 3. <u>太陽電池に付帯関連する装置または部品の設計、製造、販売</u> 4. <u>コンピューター応用機器、及びコンピューターシステムの設計、製造、販売</u> 5. <u>洗浄機、溶剤回収機等の各種環境保全機器の設計、製造、販売</u> 6. <u>電解放出膜に付帯関連する装置又は部品の設計、製造、販売</u> 7. <u>照明関連部品および製品の製造、販売</u> 8. <u>電気炉およびヒーターの設計、製造、販売</u> 9. <u>放射線（赤外線を含む）応用加熱機器及びその関連機器の設計、製造、販売</u> 10. <u>医療用機器、空気清浄機、その他電気機器および器具の設計、製造、販売</u> 11. <u>レーザー応用機器の設計、製造、販売</u> 12. <u>その他上記に関する事業</u> <p style="text-align: center;">平成24年 6月28日変更 平成24年 7月 9日登記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>半導体製造関連装置、磁気ディスク製造関連装置、液晶ディスプレイ製造関連装置、その他電子部品製造関連装置、産業用ロボット等の各種ハイテク装置の設計、製造、販売</u> 2. <u>自動包装机、クリーニング関連装置等の各種自動機械の設計、製造、販売</u> 3. <u>太陽電池および蓄電池に付帯関連する装置または部品の設計、製造、販売。太陽電池およびその他設備を活用した発電および売電</u> 4. <u>コンピューター応用機器、及びコンピューターシステムの設計、製造、販売</u> 5. <u>洗浄機、溶剤回収機等の各種環境保全機器の設計、製造、販売</u> 6. <u>電解放出膜に付帯関連する装置又は部品の設計、製造、販売</u> 	

	<p>7. 照明関連部品および製品の製造、販売 8. 電気炉およびヒーターの設計、製造、販売 9. 放射線（赤外線を含む）応用加熱機器及びその関連機器の設計、製造、販売 10. 医療用機器、空気清浄機、その他電気機器および器具の設計、製造、販売 11. レーザー応用機器の設計、製造、販売 12. その他上記に関する事業 平成26年 6月27日変更 平成26年 7月 3日登記</p>	
	<p>1. 半導体製造関連装置、磁気ディスク製造関連装置、液晶ディスプレイ製造関連装置、その他電子部品製造関連装置、産業用ロボット等の各種ハイテク装置の設計、製造、販売 2. 自動包装機、クリーニング関連装置等の各種自動機械の設計、製造、販売 3. 太陽電池および蓄電池に付帯関連する装置または部品の設計、製造、販売。太陽電池およびその他設備を活用した発電および売電 4. コンピューター応用機器、及びコンピューターシステムの設計、製造、販売 5. 洗浄機、溶剤回収機等の各種環境保全機器の設計、製造、販売 6. 電解放出膜に付帯関連する装置又は部品の設計、製造、販売 7. 照明関連部品および製品の製造、販売 8. 電気炉およびヒーターの設計、製造、販売 9. 放射線（赤外線を含む）応用加熱機器及びその関連機器の設計、製造、販売 10. 医療用機器、空気清浄機、その他電気機器および器具の設計、製造、販売 11. レーザー応用機器の設計、製造、販売 12. 建設業 13. その他上記に関する事業 平成27年 6月26日変更 平成27年 7月 3日登記</p>	
単元株式数	100株	平成17年 8月 1日変更 平成17年 8月 2日登記
発行可能株式総数	3438万8000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 967万4587株	平成18年 5月31日変更 平成18年 6月 6日登記
資本金の額	金27億5668万397円	平成18年 5月31日変更 平成18年 6月 6日登記
新株の引受権の付与に関する規定	当社は、取締役又は使用人に商法第280条ノ19第1項の新株の引受権を与えることができる。	

東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号
ワイエイシイ株式会社

株主名簿管理人の 氏名又は名称及び 住所並びに営業所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 本店 平成17年10月 1日変更		平成17年10月13日登記
役員に関する事項	取締役	百瀬 武文	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月 8日登記
	取締役	百瀬 武文	平成25年 6月27日重任
			平成25年 7月 4日登記
	取締役	百瀬 武文	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 3日登記
	取締役	和田 貢	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月 8日登記
	取締役	和田 貢	平成25年 6月27日重任
			平成25年 7月 4日登記
	取締役	和田 貢	平成27年 6月26日退任
			平成27年 7月 3日登記
	取締役	佐藤 康男	平成23年 6月29日重任
			平成23年 7月 8日登記
	取締役	佐藤 康男	平成25年 6月27日重任
			平成25年 7月 4日登記
取締役	佐藤 康男	平成27年 6月26日重任	
		平成27年 7月 3日登記	
取締役	伊藤 利彦	平成24年 6月28日重任	
		平成24年 7月 9日登記	
取締役	伊藤 利彦	平成26年 6月27日重任	
		平成26年 7月 3日登記	

	取締役 大福芳弘	平成24年 6月28日重任
		平成24年 7月 9日登記
	取締役 大福芳弘	平成26年 6月27日重任
		平成26年 7月 3日登記
	取締役 宮本忠泰	平成23年 6月29日重任
		平成23年 7月 8日登記
	取締役 宮本忠泰	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 4日登記
		平成27年 6月26日退任
		平成27年 7月 3日登記
	取締役 副島幸雄	平成23年 6月29日重任
		平成23年 7月 8日登記
	取締役 副島幸雄	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 4日登記
	取締役 副島幸雄	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 3日登記
	取締役 寺本和政	平成27年 6月26日就任
		平成27年 7月 3日登記
	取締役 石田祥二	平成27年 6月26日就任
		平成27年 7月 3日登記
	東京都立川市幸町三丁目31番地の16 代表取締役 百瀬武文	平成23年 6月29日重任
		平成23年 7月 8日登記
	東京都立川市幸町三丁目31番地の16 代表取締役 百瀬武文	平成25年 6月27日重任
		平成25年 7月 4日登記
	東京都立川市幸町三丁目31番地の16 代表取締役 百瀬武文	平成27年 6月26日重任
		平成27年 7月 3日登記

	監査役	<u>勝 間 田 武 司</u>	平成23年 6月29日重任
	(社外監査役)		平成23年 7月 8日登記
	監査役	<u>勝 間 田 武 司</u>	平成27年 6月26日重任
	(社外監査役)		平成27年 7月 3日登記
	監査役	<u>東 田 明</u>	平成23年 6月29日就任
			平成23年 7月 8日登記
	監査役	<u>東 田 明</u>	平成27年 6月26日重任
			平成27年 7月 3日登記
	監査役	<u>石 田 祥 二</u>	平成23年 6月29日就任
	(社外監査役)		平成23年 7月 8日登記
			平成27年 6月26日退任
			平成27年 7月 3日登記
	監査役	<u>高 田 直 規</u>	平成27年 6月26日就任
	(社外監査役)		平成27年 7月 3日登記
会計監査人	<u>新日本有限責任監査法人</u>	平成24年 6月28日重任	
		平成24年 7月 9日登記	
会計監査人	<u>新日本有限責任監査法人</u>	平成25年 6月27日重任	
		平成25年 7月 4日登記	
会計監査人	<u>新日本有限責任監査法人</u>	平成26年 6月27日重任	
		平成26年 7月 3日登記	
会計監査人	<u>新日本有限責任監査法人</u>	平成27年 6月26日重任	
		平成27年 7月 3日登記	
取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	<p>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>当社は、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>		

	平成18年 6月27日変更 平成18年 7月11日登記
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当該契約であらかじめ定められた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成18年 6月27日変更 平成18年 7月11日登記</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、当該契約であらかじめ定められた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成27年 6月26日変更 平成27年 7月 3日登記</p>
新株予約権	<p>ワイエイシイ株式会社2013年度新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <p>296個</p> <p>243個</p> <p>平成27年 7月31日変更 平成27年 8月 7日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式</p> <p>新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個あたり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率</p> <p>また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>普通株式 2万4300株</p> <p>新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個あたり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。</p> <p>調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率</p> <p>また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>平成27年 7月31日変更 平成27年 8月 7日登記</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権</p>

をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとする。
 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
 新株予約権を行使することができる期間
 平成25年8月1日から平成25年7月31日まで
 新株予約権の行使の条件
 ①新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。
 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件
 ①新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使条件の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。
 ②当社は、以下イ、ロ又はハの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

平成25年 7月31日発行

平成25年 8月 5日登記

ワイエイシイ株式会社2014年度新株予約権

新株予約権の数

237個

193個

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月 7日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式

新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個あたり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

普通株式 1万9300株

新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個あたり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当

日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

調整後株式数=調整前株式数×分割又は併合の比率

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

平成27年 7月31日変更 平成27年 8月 7日登記
募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨

新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

新株予約権を行使することができる期間

平成26年8月5日から平成26年8月4日まで

新株予約権の行使の条件

①新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使条件の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

②当社は、以下イ、ロ又はハの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

平成26年 8月 4日発行

平成26年 8月12日登記

ワイエイシイ株式会社2015年度新株予約権

新株予約権の数

142個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 1万4200株

新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個

	<p>あたり100株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。 調整後株式数＝調整前株式数×分割又は併合の比率</p> <p>また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権の割当日において、ブラック・ショールズモデルにより算出した1株当たりのストックオプションの公正な評価単価に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込を要しないものとする。</p> <p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 新株予約権の行使により発行又は移転される株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成27年8月4日から平成27年8月3日まで</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>①新株予約権者は、新株予約権を行使することができる期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、本新株予約権を一括してのみ行使することができる。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>①新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使条件の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>②当社は、以下イ、ロ又はハの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案 ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案</p> <table border="1" data-bbox="1068 1598 1416 1730"> <tr> <td>平成27年</td> <td>8月</td> <td>3日発行</td> </tr> <tr> <td>平成27年</td> <td>8月</td> <td>7日登記</td> </tr> </table>	平成27年	8月	3日発行	平成27年	8月	7日登記
平成27年	8月	3日発行					
平成27年	8月	7日登記					
<p>吸収合併</p>	<p>平成28年1月1日神奈川県厚木市岡田3050番地ワイエイシイフェトン株式会社を合併</p> <p>平成28年 1月13日登記</p>						

東京都昭島市武蔵野三丁目11番10号
ワイエイシイ株式会社

取締役会設置会社 に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
監査役設置会社 に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 2日登記
監査役会設置会社 に関する事項	監査役会設置会社	平成18年 7月11日登記
会計監査人設置会 社に関する事項	会計監査人設置会社	平成18年 7月11日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 8月 9日移記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(東京法務局立川出張所管轄)

平成28年 6月10日

東京法務局立川出張所
登記官

貴 堂 隆



整理番号 ユ118078

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

10/10

PATENT

RECORDED: 08/02/2016

REEL: 039548 FRAME: 0537